

火山避難の実効性確保に向けた取組事例 ～避難実施要領の作成を通じて～

消防庁国民保護・防災部防災課

令和3年4月

1. はじめに
2. 全体イメージ
3. 避難実施要領の作成に当たっての作業手順
4. 避難実施要領の作成に当たっての作業成果
 - (1) 火山避難の実効性確保に向けた取組総括表
 - (2) 火山避難の実効性確保に向けた取組事例の項目別シート
 - (3) 各市町村が想定した噴火警戒レベル・火山現象
 - (4) 避難実施要領作成事例
 - ア 富士河口湖町：噴火前・噴火警戒レベル1（「火山の状況に関する解説情報(臨時)」発表時）
 - イ 富士吉田市：噴火前・噴火警戒レベル3
 - ウ 山中湖村：噴火前・噴火警戒レベル5
 - エ 西桂町：噴火後・噴火警戒レベル5
5. 避難実施要領のひな形

1. はじめに

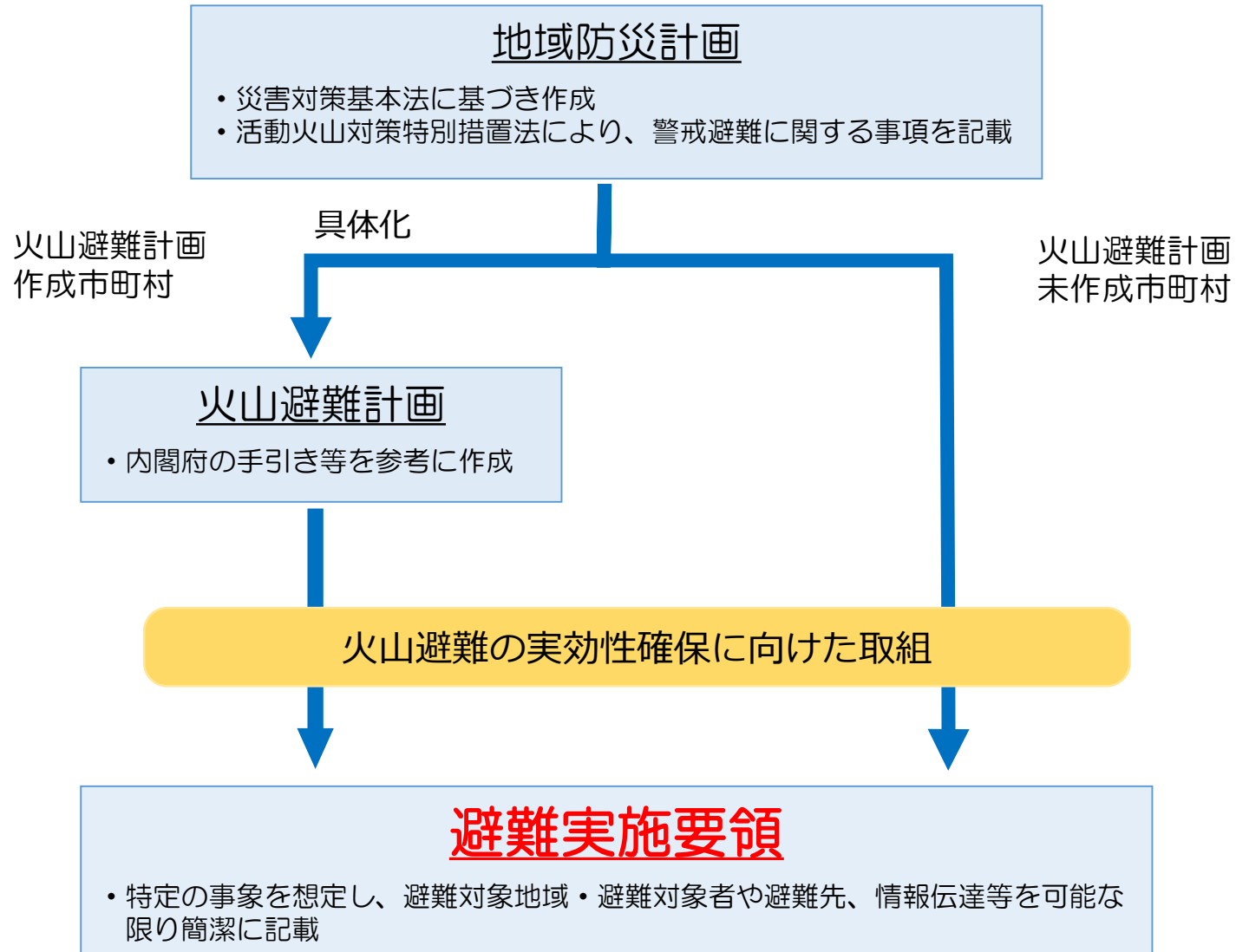
火山が噴火した場合に、住民等の生命又は身体に被害が生ずるおそれがあると認められる地域においては、避難誘導等を迅速かつ確実にを行うため、事前の備えが重要である。

本事業では、モデルとして選定した山梨県内の4市町村において、特定の事象（噴火警戒レベル・当該市町村に影響のある火山現象）を想定し、避難対象地域・避難対象者や避難先、情報伝達等を可能な限り簡潔に記載した要領（以下「避難実施要領」という。）を作成した。これらの作成過程において、火山防災等の知見を持つ専門家等からなる検討会による協議を踏まえ、項目別に火山避難の実効性確保に向けた検討を行った。

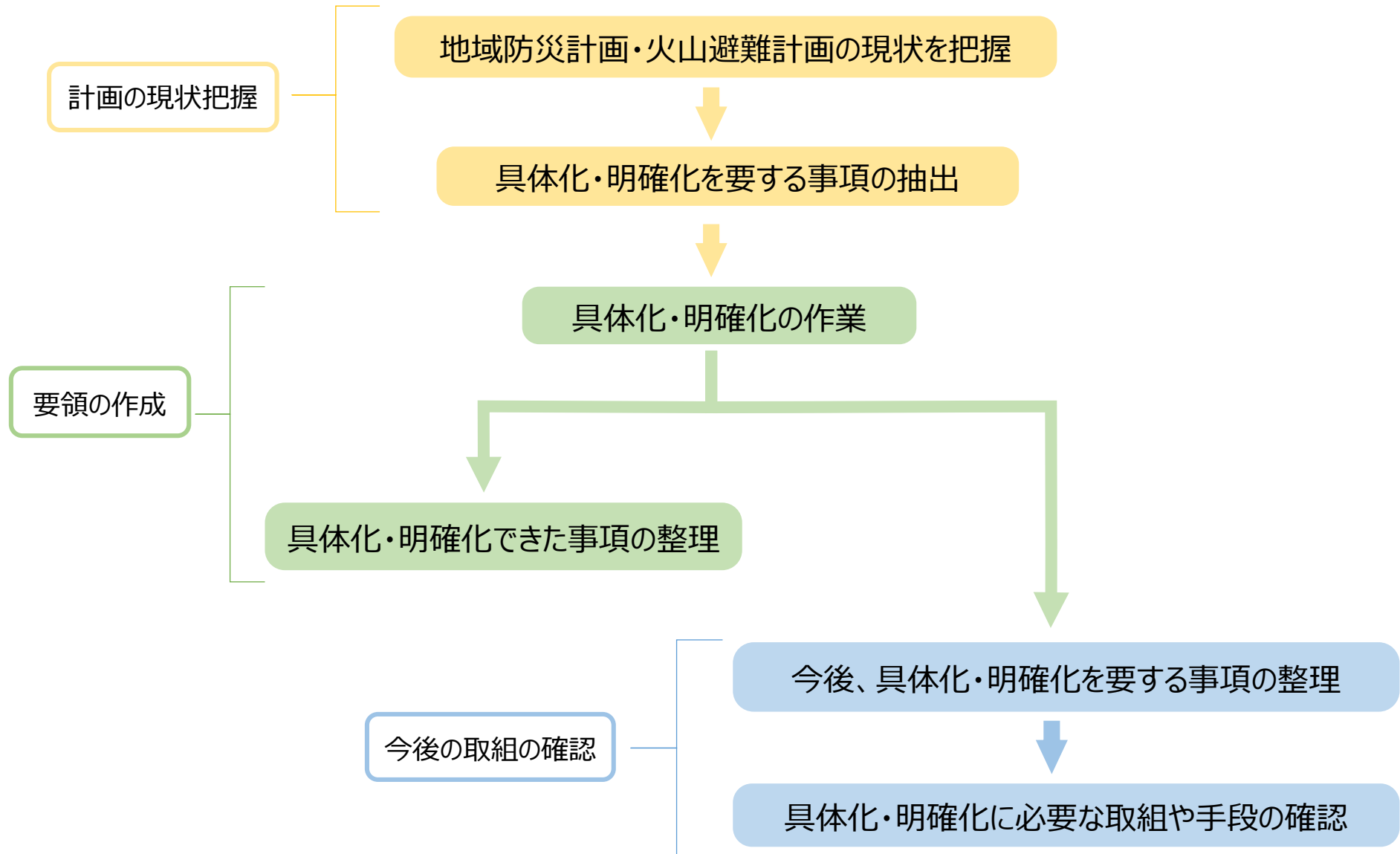
本報告では、これらの検討作業の成果をとりまとめたので、今後の取組の参考とされたい。



2. 全体イメージ



3. 避難実施要領の作成に当たっての作業手順



4. 避難実施要領の作成に当たっての作業成果

(1) 火山避難の実効性確保に向けた取組総括表

事例	大項目	【検討市町村】 小項目	具体化・明確化を要する事項	要領作成により、 具体化・明確化できた事項	今後、具体化・明確化を要する事項	具体化・明確化に必要な取組みや手段
1	火山現象の状況	【西桂町】 ③避難に際して警戒すべき火山現象	噴火警戒レベル、噴火規模等	特定の火山現象、噴火警戒レベル、噴火規模等	なし	
2	避難の対象者・誘導方針	【山中湖村】 ①避難誘導の方針	火山現象に応じた避難経路	降灰影響を考慮した避難経路の選択肢	避難経路の選択に必要な防災情報（風向、降灰量等）の把握方法 避難経路選択の判断基準	【関係機関との協議】 ・防災情報（風向、降灰量等）を把握する仕組みづくり ・避難経路選択の判断基準づくり 【訓練】 ・防災情報の収集・避難経路の選択に係る模擬訓練 ・避難実施要領作成に係る実務者研修
3		【山中湖村】 ①避難誘導の方針 ④避難誘導先	広域避難を見据えた集合先	広域避難を見据え、駐車場台数に余裕のある集合先	なし	
4		【西桂町】 ①避難誘導の方針 ②避難対象地域・避難対象者 ③避難対象者数 ④避難誘導先	避難誘導の方針	避難対象地域からの避難誘導を促進するための具体策	なし	
5		【西桂町】 ①避難誘導の方針 ④避難誘導先 ⑤避難行動要支援者への対応	避難対象地区ごとの避難先	収容規模を考慮した避難対象地区ごとの開設避難所	なし	
6		【富士吉田市】 ③避難対象者数	避難対象者数	観光客数 避難対象地域の居住者数（一般住民・避難行動要支援者）	なし	
7		【富士河口湖町】 ④避難誘導先	登山者・観光客の帰宅支援	避難誘導先	登山者・観光客の位置・人数の把握方法 下山者の安否確認方法（協議会内での共有）	【関係機関との協議】 ・登山者・観光客の位置・人数を把握する仕組みづくり 【訓練】 ・指定した避難誘導先の開設・運営訓練
8		登山者・観光客の帰宅手段	①自家用車利用者の帰宅手段 ②公共交通機関等利用者の帰宅手段（町が手配したバス）	（最寄り駅までの）輸送手段の確保方法	【関係機関との協議】 ・噴火時等の状況に応じた輸送手段の確保 ・下山者の帰宅を支援する仕組みづくり 【訓練】 ・下山者用車両の確保・輸送訓練（所要の時間等を計測し、原単位を確認）	

4. 避難実施要領の作成に当たっての作業成果

(1) 火山避難の実効性確保に向けた取組総括表

事例	大項目	【検討市町村】 小項目	具体化・明確化を要する事項	要領作成により、 具体化・明確化できた事項	今後、具体化・明確化を要する事項	具体化・明確化に必要な取組みや手段
9	避難の対象者・誘導方針	【山中湖村】 ④避難誘導先 ⑤避難行動要支援者への対応	住民の避難手段	①自家用車保有者の避難手段（自家用車、自転車、徒歩等） ②自家用車非保有者の避難手段（自転車、徒歩、町が手配した車両等）	①渋滞を回避するための地区ごとの避難手順 ②輸送手段の確保方法	①【関係機関との協議】 ・避難対象地区ごとの避難開始時期・避難経路の特定（上流側地域の早期避難） 【訓練】 ・自家用車を用いた避難訓練 ②【関係機関との協議】 ・輸送手段の確保 【訓練】 ・住民用車両の確保・輸送訓練
10		【富士吉田市】 ⑤避難行動要支援者への対応	避難行動要支援者の避難支援	・避難支援等実施者 ・避難誘導先	さらなる避難誘導先（域内の民間施設及び隣接市町村の公共施設等）の確保方法	【関係機関との協議】 ・民間事業者や隣接市町村との協議の場づくり ・親戚・知人宅等、個々人による避難所以の選択肢確保についての周知 【訓練】 ・名簿及び個別計画に基づく避難訓練
11	関係機関の措置等	【西桂町】 ①措置の概要	職員の配置	避難所の特性等に応じた所管課、人数等	なし	
12	避難対象者の行動 (基本事項)	【西桂町】 ②避難手段	住民の避難手段	避難対象者ごとの具体的な交通手段	なし	
13	情報伝達	【富士河口湖町】 ②避難実施要領の避難対象者への伝達方法	情報収集先	情報の種別ごとの具体的な収集・整理方法	なし	
14		【富士河口湖町】 ②避難実施要領の避難対象者への伝達方法 ③避難実施要領の伝達先 ⑥記者発表の対応	登山者・観光客への情報伝達	情報伝達経路 (火山防災協議会→町→町観光協会→観光事業者→登山者・観光客)	警戒すべき現象や避難先・手段を分かりやすく表現した伝達文例	【関係機関との協議】 ・官民合同の協議の場づくり 【訓練】 ・観光事業者との連携による情報伝達訓練
15	避難実施市町村の防災体制	【山中湖村】 ②災害対策本部室	災害対策本部の設置場所	噴火状況等に応じた災害対策本部の設置場所	なし	

4. 避難実施要領の作成に当たっての作業成果

(2) 火山避難の実効性確保に向けた取組事例の項目別シート

2 火山現象の状況 ③避難に際して警戒すべき火山現象 事例1 (西桂町)

取組課題 複数ある火山現象のうち、どの現象に特に着目するか？

富士山火山編
第1章 総論

第2 防災計画が対象とする火山現象と影響予測範囲

1 この計画が対象とする火山現象は、富士山火山広域防災対策基本方針で影響予想範囲が示され緊急かつ広域的な対応が求められる次の火山現象とする。

- (1) 溶岩流
- (2) 火砕流・火砕サージ
- (3) 融雪型火山泥流
- (4) 噴石
- (5) 降灰
- (6) 降灰後の降雨による土石流

2 各火山現象の影響予想範囲は、富士山火山広域防災対策基本方針及び国の富士山ハザードマップ検討委員会報告書で示された範囲とし、その影響予想範囲を富士山火山ハザードマップ（以下「ハザードマップ」という。）として図1から図3に示す。

なお、このハザードマップによる各火山現象の影響予想範囲は、一定の条件に基づき推定されたもので、実際に噴火した場合は、噴火のタイプ、火口の位置、噴火の規模、季節等によって変化する。

地域防災計画富士山火山編 p.286

「実際に噴火した場合は、噴火のタイプ、火口の位置、噴火の規模、季節等によって変化する」

【現行計画】
全ての火山現象を記載

①具体化・明確化を要する事項

噴火警戒レベルや噴火の規模・時期等

- ⇒想定火口域から町まで流下してくる影響の大きな現象は、溶岩流、融雪型火山泥流などがある。
- ⇒作成する避難実施要領において、避難判断の観点から特に警戒すべき火山現象を明確にする必要がある。

②具体化・明確化できた事項

- ・過去の噴火の多くは小・中規模噴火
- ・地域の特性から最も警戒すべき火山現象である「融雪型火山泥流」を想定

○噴火警戒レベル5、噴火の規模は「小規模」を想定

- ・噴火警戒レベル：レベル5
- ・噴火規模：小規模
- ・火山現象：融雪型火山泥流、溶岩流 降灰、降灰後の土石流
- ・時期：山体に積雪有り、山体（火口）の風下側
- ・時間的猶予：なし

【留意点】

- ・新ハザードマップでは、小規模噴火時の溶岩流の到達は24時間以降～6日間とされ、時間的猶予がある。
融雪型火山泥流の到達は3時間（桂川付近）とされ時間的猶予がない。
- ・時間的猶予なし：融雪型火山泥流（**噴火後3時間**）
時間的猶予あり：溶岩流（24時間以降）、
火山灰による土石流（24時間以降）
→時間的猶予のない融雪型火山泥流を考える。

4. 避難実施要領の作成に当たっての作業成果

(2) 火山避難の実効性確保に向けた取組事例の項目別シート

3 避難の対象者・誘導方針 ①避難誘導の方針

事例2 (山中湖村)

取組課題 火山現象による状況の変化に応じて、どの避難路を使用するか？

【現行計画】
優先的に啓開を要する路線の選定
道路降灰作業の方針決定

第16節 道路啓開体制の整備【総務課、生活産業課】

道路管理者は、火山災害によって通行に支障を来す場合に備えるため、優先的に啓開を要する道路の選定、要員の確保及び道路啓開資機材・除灰に必要な車両の確保等を行う。

地域防災計画富士山火山編 p.329

第10節 降灰対策【全課】

- (1) 気象庁が県内を対象として降灰予防を発表したとき、若しくは県内に降灰があったときは、村は県と協力し、互いに協力して降灰分布を把握するとともに、甲府地方気象台等から降灰にかかわる風向・風速情報を収集し、報道機関の協力を得て、降灰状況を住民等へ周知する。
- (2) 民有地内の降灰除去は、各家庭及び各事業者による対応を原則とし、各家庭から排出された灰の回収は、村が実施するものとする。また、各事業者から排出された灰については、一時的仮置き場までの搬入を各事業者の責任において実施するものとする。
- (3) 村は、降灰が予想される場合、清掃、集積した火山灰の一時的仮置き場、火山灰の利用、処分等について事前に検討を行う。また、降灰があったときは、除雪業者と連携を図って対応する。
- (4) 道路管理者は、あらかじめ、ロードスリーパー等の道路除灰作業に活用可能な資機材の所有状況を把握するとともに、富士山噴火に伴う道路除灰作業計画の策定に努める。
大量の降灰や広範囲の降灰で、除灰機材の確保や作業方針の調整が必要な場合には、関係機関と連携を図り、道路除灰作業の方針を決定するものとする。
- (5) 降灰侵入によって水道の浄化施設、機械類の故障等が生じた場合には、給水車、簡易ろ過装置等による給水活動を実施する。

地域防災計画富士山火山編 p.347

②具体化・明確化できた事項

降灰影響を考慮した避難経路の選択肢

- ・風向き：山体の風下側
※風向により影響を受ける道路：国道138号線、国道413号線、県道729号線

現在の風向、降雨により、降灰の影響が想定される路線を注視すべき路線として明記

【留意点】

- ・噴火時の風向と降雨によって、降灰の影響を受ける可能性がある道路との関係を整理しておく。
例：マトリックスで整理しておき、緊急時の一覧性を高める。

③今後、具体化・明確化を要する事項

- ・避難経路の選択に必要な防災情報（風向、降灰量等）の把握方法
- ・避難経路選択の判断基準

④具体化・明確化に必要な取組みや手段

【関係機関との協議】

- ・防災情報（風向、降灰量等）を把握する仕組みづくり
- ・避難経路選択の判断基準づくり

【訓練】

- ・防災情報の収集・避難経路の選択に係る模擬訓練
- ・避難実施要領作成に係る実務者研修

①具体化・明確化を要する事項

広域避難を見据え、可能性のある避難路の影響の把握

⇒噴火時に火口の風下側では降灰により避難に影響を及ぼすことが予想される。

⇒広域避難を見据えて、避難の際に通行する避難路の降灰による通行への影響を注視しておく必要がある。

4. 避難実施要領の作成に当たっての作業成果

(2) 火山避難の実効性確保に向けた取組事例の項目別シート

3 避難の対象者・誘導方針 ①避難誘導の方針 ④避難誘導先

事例3 (山中湖村)

取組課題 一次避難地を経ずに、直接、避難所に避難させてもよいか？

【現行計画】
避難対象地域ごとの避難対象者を記載

ゾーン区分	範囲の説明	村対象地区
第1次 避難ゾーン	・火口のできる可能性がある範囲 (この範囲に必ず火口ができるとは限らない)	——
第2次 避難ゾーン	・噴火しそうな時、噴火が始まった時、すぐに避難が必要な範囲 ・噴火した場合に次の3つのどれかに当てはまり、すぐに危険になる範囲 ①火口から噴出した石がたくさん落ちてくる範囲 (この範囲以外にも、まれに10cm未満の小石が飛ばされることもあり) ②火砕流が発生した場合に、高温のガスが高速で届く範囲 ③溶岩が流れ始めた場合に、すぐに到達するかもしれない範囲 (3時間程度を想定)	【ライン17】 一の橋組、二の橋2組、富士 急行別荘地
第3次 避難ゾーン	・すぐには危険にはならないが、火口位置によっては、避難が必要な範囲 ・公的機関から出される避難情報に注意し、 <u>避難行動要支援者は早めの避難が必要</u> ・溶岩が流れ続けた場合に、1日くらいで到達するかもしれない範囲	【ライン17】 二の橋1組、山中2組、山中 3組、山中4組、山中5組
第4次 避難ゾーン	・想定される最大規模の噴火であれば、最終的に流下物が到達する可能性のある範囲 ①溶岩流が7日間で到達する可能性のある範囲を「第4次ゾーンA」とする。 ②溶岩流が最終的に到達する可能性のある範囲 (最大約40日) を「第4次ゾーンB」とする。	【ライン16】 4 A : 山中1組 4 B : 山中西組、丸尾1組、 丸尾2組 【ライン17】 4 A : 長池6組、長池7組、 長池8組、諏訪組、山中1組 4 B : 丸尾1組、丸尾2組

- * その他に、富士山に雪が積もっている時期に噴火が始まった時、すぐに避難が必要な範囲 (避難のタイミングとしては、第2次ゾーンと同じ扱いとなる) 「泥流避難ゾーン」がある。
- * 第1次ゾーン及び第2次ゾーンについては、原則としてラインに関係なく避難する (ゾーン避難)。

地域防災計画富士山火山編 p.325

①具体化・明確化を要する事項

広域避難を見据え、駐車場台数に余裕のある集合先
⇒防災上の緊急性の高い地域からの、早急の避難 (立退き) を優先する必要がある。

②具体化・明確化できた事項

- ・ **駐車場台数に余裕のある集合先のみを案内**
- ・ **集合先から地区単位で避難所に移動することを明記**
- ・ **山中湖東岸の交流プラザきららに集合させ、その後平野地区の避難所に移動させる (避難所の振り分けは区単位とする)。**
- 【交流プラザきらら】
 - ・ 収容規模：屋内70㎡、屋外53500㎡
 - ・ **駐車場台数：1700台**
※第2次・第3次避難対象エリア内の住民をまかなえる規模を確保している。

【留意点】

- ・ 交流プラザきららの管理・運営を委託している事業者との間で、噴火警戒レベル引上げ時の施設内での集合場所への案内等の約束事を予め取り決めておく。
- ・ 第2次、第3次避難対象エリアから交流プラザきららまでの避難経路は、国道413号 (半時計回り)、県道729号線 (時計回り) となる。
地域の方にとって自明であることから経路の指定や伝達までは行わないものとした。

4. 避難実施要領の作成に当たっての作業成果

(2) 火山避難の実効性確保に向けた取組事例の項目別シート

3 避難の対象者・誘導方針 ①避難誘導の方針 ②避難対象地域・避難対象者
③避難対象者数 ④避難誘導先

事例4 (西桂町)

取組課題 他災害の避難誘導との共通点はあるか？

【現行計画】
避難勧告・指示等の内容
避難経路の指定
※住民主体による避難を基本

①具体化・明確化を要する事項

避難対象地域からの避難誘導を促進するための具体策の明示

⇒桂川沿いに流下する融雪型火山泥流は、洪水時の防災対応と共通事項が多いと考えられる。

②具体化・明確化できた事項

融雪型火山泥流と洪水時の避難誘導の共有項を準用

【一般住民】

- ・広報車による呼びかけ（町）
- ・町会、自治会への依頼

【避難行動要支援者】

- ・広報車
- ・民生委員や消防団の個別の訪問による避難を促す。
※風水害（河川のはん濫など）の場合の対応を準用して対応する。

【避難先】

- ・域内避難
自宅→（徒歩・自家用車・避難誘導車両）→指定避難所（**きずな未来館、中学校体育館、いきいき健康福祉センター**）
- ・域外避難（準備）
県に要請をかけ、**避難誘導車両の準備等を依頼**する。

【留意点】

- ・桂川周辺から避難対象となる世帯数は40世帯程度であり、車両避難の場合には 中学校の駐車場を案内する（台数も限られているため移動手段は限定しない）。

第3 避難勧告又は指示等の内容

避難準備情報、避難勧告又は指示は、次の内容を明示して行う。なお、緊急時に当たって全ての内容を明示するいとまがないときは、内容の一部若しくは全部を省略して行うことができる。

- | | |
|---------------|------------------------|
| (1) 避難対象範囲 | (2) 避難先 |
| (3) 避難経路 | (4) 避難準備情報、避難勧告又は指示の理由 |
| (5) その他の必要な事項 | |

地域防災計画富士山火山編 p.307

第4 避難経路の設定

- 1 町長は、速やかに住民が避難できるように、車両の使用や渋滞予測、避難に要する時間、噴火災害や土砂災害の危険性などを考慮して、避難経路をあらかじめ設定する。
- 2 町長は、交通規制の箇所、手段等について公安委員会及び道路管理者と事前に十分な協議を行う。

地域防災計画富士山火山編 p.300

4. 避難実施要領の作成に当たっての作業成果

(2) 火山避難の実効性確保に向けた取組事例の項目別シート

3 避難の対象者・誘導方針 ①避難誘導の方針 ④避難誘導先 ⑤避難行動要支援者への対応

事例5 (西桂町)

取組課題

各地区の住民に対して、どの避難所を収容先とするか？

【現行計画】
避難所等の整備
避難所の開設・運営

第3 避難所等の整備

町は、噴火による災害から避難する住民等の指定緊急避難場所及び指定避難所等の整備・指定について、次の点に留意するものとする。

- 1 車両で集団避難する場合の二次避難地（指定緊急避難場所）をあらかじめ指定する。
- 2 要配慮者の避難については、再避難を避ける地域とする。
- 3 大量の降灰を想定して、堅固建物の確保に努める。
- 4 避難所として指定した建物について、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。
- 5 指定避難所における救護所、通信機器等の施設・設備の整備に努める。
- 6 指定避難所に食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。
- 7 一次・二次避難地（指定緊急避難場所）は、原則として徒歩で避難できる範囲とする。
- 8 要配慮者のための福祉避難所について、社会福祉施設や公的な宿泊施設及び民間の宿泊施設などの利用ができるよう、協定を締結するなど、十分な施設の確保に努める。
- 9 避難所の整備及び運営方法等については、自主防災組織の他、各地域の様々な立場の住民と事前に協議等を行い、発災時に迅速な対応ができるよう努める。

地域防災計画富士山火山編 p.300

第8 避難所の開設・運営

1 避難所の開設

- (1) 町長は、火山災害により被害を受け、又は受けるおそれのある者を対象に、火山現象に適した避難所を開設する。
- (2) 町長は、住民に避難準備の呼びかけを実施した場合に、火山現象に適した避難所を開設する。
- (3) 町長は、必要に応じ、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、火山災害に対する安全性を確保のうえ、管理者の同意を得て避難所として開設するよう努める。

地域防災計画富士山火山編 p.310

①具体化・明確化を要する事項

収容規模を考慮した避難対象地区ごとの開設避難所

⇒指定避難所のうち、影響範囲外にある施設を避難先として確保する必要がある。

②具体化・明確化できた事項

影響範囲外の施設の収容規模をもとに避難対象地域を振り分け

- ・避難呼びかけ：防災無線にて周知・避難行動要支援者名簿配付団体（自主防災組織、民生委員、消防団、交通安全協会等）の戸別訪問

- ・避難誘導手段：支援者団体の車両、公用車等

- ・避難先：避難行動要支援者の数

倉見	110名	→	中学校体育館
柿園	100名	→	きずな未来館
本町	30名	→	中学校体育館
上町	140名	→	中学校体育館
下暮地	110名	→	中学校体育館

※避難行動要支援者の中でも寝たきり住民等は福祉避難所のいきいき健康福祉センターに移送

【留意点】

- ・避難行動要支援者の中でも寝たきりの方は、福祉避難所のいきいき健康福祉センターに移送する。
- ・指定避難所2か所、福祉避難所1箇所の開設により、コロナ禍でなければ充足。

コロナ禍の収容人数（訓練実施による実数を参考）

中学校体育館590名（1188㎡）	→	2m×2mの段ボール部屋	70部屋×4名＝280名
きずな体育館155名（314㎡）	→	2m×2mの段ボール部屋	40部屋×4名＝160名
いきいき健康福祉センター145名（297㎡）	→	50名程度	

計490名収容

- ・避難誘導の際に、避難先として親戚宅等（避難対象地域外を前提）でも構わないことや避難所での生活環境を伝え、できる限り親戚宅等を推奨する必要がある。

4. 避難実施要領の作成に当たっての作業成果

(2) 火山避難の実効性確保に向けた取組事例の項目別シート

3 避難の対象者・誘導方針 ③避難対象者数

事例6 (富士吉田市)

取組課題 住民以外の避難対象者の規模感をどのように把握するか？

【現行計画】
人口・世帯数に言及しているのは主に一般住民

第1 要配慮者支援体制

- 市は、要配慮者に対する支援のため、事前に支援体制を整備し、情報の伝達や安否確認、緊急避難場所又は避難所における対応等が迅速かつ確に実施できるように努める。
- 市は、必要に応じて社会福祉施設、ボランティア、福祉関係団体のほか、地域の企業と事前に協定を締結し要配慮者の支援体制の整備を行う。
- 地域においては、自主防災組織が中心となり、行政機関、地域組織、福祉関係団体等が協力して要配慮者の支援にあたり、日頃から連携して火山災害時の協力体制に努める。
- 県は、必要に応じ、保健師及び栄養士等の派遣並びに要配慮者のための物資を提供できるよう応援体制の確保に努める。

第2 要配慮者の把握

市は、火山災害発生時の適切な対応に役立てるため、民生委員、福祉関係団体、消防機関等と協力して要配慮者の把握に当たる。

地域防災計画富士山火山編 p.343

第5節 防災関連施設・地域防災力等の把握

市は、防災対策を円滑に実施するため、被害が想定される地域及びその周辺における防災関連施設、防災体制、地域特性等に関するデータの整備に努める。なお、主な項目については次のとおりである。

- 地域の人口（昼・夜間別）、世帯数
- 消防職員・団員数、消防車両等の配置状況、自主防災組織の状況
- 輸送能力、輸送路、優先的に啓開を有する道路、交通規制実施予定区域
- 火山災害時における避難所の状況
- 避難ルート、一次避難地、二次避難地（指定緊急避難場所）の状況
- 医療施設、社会福祉施設の所在地及び職員数、入院、入所、通所者数等の状況
- 広域防災拠点、ヘリポート
- 通年の気象データ
- 災害対策本部設置予定場所・施設の状況

地域防災計画富士山火山編 p.334,335

①具体化・明確化を要する事項

避難行動要支援者や観光客の人数

- ⇒現行計画では、避難に関わる人口や世帯数について主に地域の住民を対象として整理している。
- ⇒しかし、避難対象となる主体は、避難行動要支援者や観光客であることから、可能な範囲で概数を把握しておく必要がある。（規模感から動員する職員数等の参考とする）

②具体化・明確化できた事項

市の観光課で保有する年間統計データを按分して観光客数の概数を明記（参考値）

【居住者】

- 一般住民：300名（避難支援等関係者）
- 避難行動要支援者数：466名※1（第2次避難対象エリア内の公表の同意がとれている方のみ）

【観光客】

- 市内に滞在する観光客：18,600名※2

【留意点】

- 現在は名簿情報の公表の同意が取れている程度であり、個別具体的な避難方法を避難確保計画の中で定め、避難支援等関係者を明確にする必要がある。
- 公表の同意が取れていない避難行動要支援者に対しては、避難支援等関係者へ名簿を提供できない。要支援者本人及びその家族等に対して引き続き同意の呼びかけを行っていく必要がある。
- 市内の観光客に対しては各自の手段による帰宅を促すことを目的とする。市内に避難所等を確保することは想定していない。
- ※1 新屋（49名）、鐘山（14名）、大明見（69名）、上宿（139名）、中宿（64名）、下宿（76名）、中曽根（34名）、松山（106名）、御茶屋（15名） 計466名
- ※2 観光客数は、R1の観光客数（6,793,837名）に対する日平均で算出。

4. 避難実施要領の作成に当たっての作業成果

(2) 火山避難の実効性確保に向けた取組事例の項目別シート

3 避難の対象者・誘導方針 ④避難誘導先

事例7 (富士河口湖町)

取組課題

登山者・観光客の帰宅支援をどのようにして行うか？

【現行計画】

必要機能確保した避難場所、避難所を開設・運営する。

4 避難場所及び避難所の整備

町は、噴火による災害から避難する住民等の指定緊急避難場所及び指定避難所の整備・指定について、次の点に留意します。

- (1) 車両で集団避難する場合の二次避難地（指定緊急避難場所）をあらかじめ指定します。
- (2) 要配慮者の避難については、再避難をさける地域とします。
- (3) 大量の降灰を想定して、堅牢な建物の確保に努めます。
- (4) 避難所として指定した建物について、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めます。
- (5) 指定避難所における救護所、通信機器等の施設・設備の整備に努めます。
- (6) 指定避難所に食糧、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めます。
- (7) 一次・二次避難地（指定緊急避難場所）は、原則として徒歩で避難できる範囲とします。
- (8) 要配慮者のための福祉避難所について、社会福祉施設や公的な宿泊施設及び民間の宿泊施設などの利用ができるよう、協定を締結するなど、十分な施設の確保に努めます。
- (9) 避難所の整備及び運営方法等については、自主防災組織の他、各地域の様々な立場の住民と事前に協議等を行い、発災時に迅速な対応ができるよう努めます。

地域防災計画富士山火山災害編 p.262, 263

8 避難所の開設・運営

(1) 避難所の開設

- ① 町長は、火山災害により被害を受け、又は受けるおそれのある者を対象に、火山現象に適した避難所を開設します。
- ② 町長は、住民に避難準備の呼びかけを実施した場合に、火山現象に適した避難所を開設します。
- ③ 町長は、必要に応じて、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、火山災害に対する安全性を確保したうえで、管理者の同意を得て避難所として開設するよう努めます。

地域防災計画富士山火山災害編 p.284

①具体化・明確化を要する事項

登山者・観光客の帰宅支援

⇒「火山の状況に関する解説情報（臨時）」※が発表された場合、下山してきた登山者の一時的な集結地が必要になることが予想される。

⇒この場合、高次の噴火警戒レベルで開設する避難所と異なり立ち寄り拠点のような使いやすい施設を位置付ける必要がある。

※ 富士山では、事前の火口位置の特定が困難であり、限定的な警戒範囲が設定できないため、噴火前においては噴火警戒レベル2を発表せず、直接レベル1からレベル3へ上がる運用となっている。噴火前において噴火警戒レベル1のときに「火山の状況に関する解説情報（臨時）」が発表される場合の火山現象は、浅部（数km以浅）で1日数十回程度以上の火山性地震が多発する状況や深部（数km以深）で地殻変動の膨張が観測される状況等である。

②具体化・明確化できた事項

避難誘導先

○中央公民館

- ・「火山の状況に関する解説情報（臨時）」発表により、一時集結地として開設

※収容可能な人数：最大400人程度

- ・開設・運営：生涯学習課の職員により対応

→不足する見込みの場合は、町民体育館を開設

- ・対象者：主に下山者（帰宅困難者）

※道路事情等により避難が複数日に跨ぐ場合は町内の他の避難所（体育館）を開設

○ホテル等（休憩希望者のみ案内）

- ・河口湖観光連盟を通じて利用可能なホテル旅館を把握→観光課

- ・町として協定を締結しているホテル等は、準備ができ次第開設

- ・対象者：登山者（中央公民館にきた方のうち、帰宅手段がない方を優先）

【留意点】

- ・下山者の立ち寄り人数等は推定が困難であることから、必要な支援の程度に応じて職員配備を柔軟に調整可能なよう、富士河口湖町役場の近傍にある中央公民館を位置付けた。
- ・「火山の状況に関する解説情報（臨時）」発表時の対応であり、中央公民館は避難所のように運営するものではなく、休憩・情報収集等のために施設を開放する程度とする。

③今後、具体化・明確化を要する事項

- ・登山者・観光客の位置・人数の把握方法
- ・下山者の安否確認方法（協議会内での共有）

④具体化・明確化に必要な取組みや手段

【関係機関との協議】

- ・登山者・観光客の位置や人数を把握する仕組みづくり

【訓練】

- ・指定した避難誘導先の開設・運営訓練

4. 避難実施要領の作成に当たっての作業成果

(2) 火山避難の実効性確保に向けた取組事例の項目別シート

3 避難の対象者・誘導方針 ④避難誘導先

事例8 (富士河口湖町)

取組課題 登山者の下山のための車両を確保するか？

【現行計画】
観光施設にて施設利用者の輸送車両を確保する。

- 5 住民等の避難準備・避難行動
- (1) 町長等により入山自粛の呼びかけ等が実施されたときは、平常どおり営業を継続する観光施設等においては、施設利用者に対して情報の伝達を確実にする体制をとるとともに、輸送車両の確保等緊急時の避難に関する準備を開始するものとします。
- 地域防災計画富士山火山災害編 P280
- 2 入山自粛・観光客等の帰宅促進の情報伝達
- (1) 町は、火口周辺警報が発表された場合、山小屋等へ噴火警報に関する内容、予測される災害、とるべき措置等を直ちに、伝達するとともに、警察、消防機関、道路管理者と連携して、立て看板の設置や巡回等により登山者・入山者の早期下山を呼びかけます。
- (2) 町は、噴火警報が発表された場合、広報車、防災行政無線、ホームページ等を活用して、帰宅促進の広報を行います。
- (3) 県は、火口周辺警報及び噴火警報が発表された場合、報道機関に対して入山自粛を呼びかけ、観光客の帰宅促進についての報道を依頼するとともに、可能な限りヘリコプターを活用した広報を行います。
- (4) 県、町及び町観光連盟は、観光客の誘導にあたり、互いに連携し、道路の規制及び交通機関の運行に関する情報を収集して、観光施設、宿泊施設等に対して情報提供を行います。
- 地域防災計画富士山火山災害編 p.277,278
- 3 帰宅困難者等の保護
- 交通機関の管理者等は、自力で帰宅することが困難な通勤者、通学者、出張者、観光客及び買い物客等並びに滞留者が発生したときは、町、警察等と密接な連携をとりつつ、情報提供や広報活動等により不安の解消と安全確保に努めるものとします。滞在期間が長期にわたるとき、又は危険が予測されるときは、最寄りの指定避難所等安全な場所に誘導し保護するものとします。町災対本部は、各機関を通じて滞留者の状況を把握し、必要な措置をとるものとします。
- 地域防災計画富士山火山災害編 p.289

①具体化・明確化を要する事項

登山者・観光客の帰宅手段

⇒火口周辺警報が発表された場合は、現行計画に従い、運搬を前提ではなく、帰宅促進の呼びかけを第一に考え、帰宅困難な方を関係機関と連携して対応する必要がある。

②具体化・明確化できた事項

- ①自家用車利用者の帰宅手段
- ②公共交通機関等利用者の帰宅手段（町が手配したバス）

特段の要請を受けない限り、各自の手段で帰宅して頂くことを明記

【登山者】

- ・五合目まで下山してきた登山者から順次、スバルライン経由で各自帰宅するよう五合目事業者を通じて呼びかける。バスによるピストン輸送も想定。
- ・けが人が出たとの連絡を受けた場合、富士五湖消防本部と連携して対応を図る。
※駅までの支援は市町村・県で連携して行う。

【観光客】

- ・富士山の噴火警戒レベルの引上げに伴い、入山規制（五合目以上の登山道）になったことを伝え、できる限り帰宅（町内にとどまらない）するよう呼びかける。

【留意点】

- ・けが人の場合は富士五湖消防本部に依頼し、輸送力が必要な場合は町として締結しているバス事業者との覚書に基づき対応する。

③今後、具体化・明確化を要する事項

(最寄り駅までの) 輸送手段の確保方法

④具体化・明確化に必要な取組みや手段

【関係機関との協議】

- ・噴火時等の状況に応じた輸送手段の確保
- ・下山者の帰宅を支援する仕組みづくり

【訓練】

- ・下山者用車両の確保・輸送訓練
(所要の時間等を計測し、原単位を確認)

4. 避難実施要領の作成に当たっての作業成果

(2) 火山避難の実効性確保に向けた取組事例の項目別シート

3 避難の対象者・誘導方針 ④避難誘導先 ⑤避難行動要支援者への対応

事例9 (山中湖村)

取組課題 避難の際の移動手段を指定する必要があるか？

【現行計画】
村が用意する車両で避難又は退去

第5 住民等の避難準備・避難行動

- (1) 村長等により入山自粛の呼びかけ等が実施され、平常どおり営業を継続する場合の観光施設等不特定多数が集まる集客施設においては、施設利用者に対して情報の伝達を確実にする体制をとるとともに、輸送車両の確保等緊急時の避難に関する準備を開始する。
- (2) 住民等は、避難勧告又は指示があった場合、原則として、自主防災会があらかじめ選定した一次避難地に集合し、協力して安否確認等を行うものとする。登山者・入山者は、入山規制が行われた場合には、速やかに下山する。
- (3) 住民等は、一次避難地において安否確認を行った後に、村長があらかじめ指定した二次避難地（指定緊急避難場所）に移動し、村が用意する車両で避難対象範囲外に避難又は退去する。
なお、自ら避難のために交通手段を確保できるものは、当該交通手段により避難対象範囲外に避難又は退去する。
- (4) 要配慮者のうち施設に入院、通所又は入所している者は、施設管理者が他の施設等への移動若しくは家族への引渡しを実施する。
- (5) 医療機関に入院している者は、村、県、当該医療機関が、後方医療機関への搬送を実施する。

地域防災計画富士山火山編 p.338

①具体化・明確化を要する事項

避難時の移動手段の指定

⇒現行計画では、村による車両の確保もしくは自ら避難のために確保した交通手段により避難することとなっており、現状に即した呼びかけとすることが必要である。

⇒避難行動要支援者は独力での避難が難しいため要請に応じて搬送車両の手配が必要である。

②具体化・明確化できた事項

- ①自家用車保有者の避難手段（自家用車、自転車、徒歩等）
- ②自家用車非保有者の避難手段（自転車、徒歩、町が手配した車両等）

※独力での避難が難しい方には「自治会」の要請に応じて役場で車両を手配するなど、臨機に対応する。

※避難行動要支援者の支援：避難支援等関係者（消防本部、消防団、警察、民生委員・児童委員、村社会福祉協議会、自主防災会（区））による支援・介助により避難する。

・避難先の駐車場台数に余裕があり、満車や周辺道路への影響は限定的と考え手段の指定はなし。

・独力での避難が難しい場合の車両の手配を位置付ける。

【留意点】

- ・第2次、第3次避難対象エリアで同時に車両避難が生じると、危険側にある第2次避難対象エリア側での渋滞が懸念される。このため、避難を要する地域である第2次避難対象エリアからの早期避難の重要性をより周知徹底する必要がある。
- ・各地区の区長（や組長）に対して、噴火警戒レベルと取るべき防災対応の関係を平常時から周知しておく必要がある。（特に、第3次避難対象エリアの車両避難の際には第2次避難対象エリアからの車両避難は普段より時間がかかる可能性がある。）

③今後、具体化・明確化を要する事項

- ①渋滞を回避するための地区ごとの避難手順
- ②輸送手段の確保方法

④具体化・明確化に必要な取組みや手段

- ①【関係機関との協議】・避難対象地区ごとの避難開始時期・避難経路の特定（上流側地域の早期避難）
- 【訓練】・自家用車を用いた避難訓練
- ②【関係機関との協議】・輸送手段の確保
- 【訓練】・住民用車両の確保・輸送訓練

4. 避難実施要領の作成に当たっての作業成果

(2) 火山避難の実効性確保に向けた取組事例の項目別シート

3 避難の対象者・誘導方針 ⑤避難行動要支援者への対応

事例10 (富士吉田市)

取組課題 避難行動要支援者を、どの施設に移送するか？

【現行計画】
住民等は二次避難地に移動後は、市が用意する
車両で避難対象地域外に避難又は退去

第5 住民等の避難準備・避難行動

- 1 市長等により入山自粛の呼び掛け等が実施されたとき、平常どおり営業を継続する観光施設等においては、施設利用者に対して情報の伝達を確実にする体制をとるとともに、輸送車両の確保等緊急時の避難に関する準備を開始する。
- 2 住民等は、避難勧告又は指示があった場合、原則として、市が指定する指定緊急避難場所又は自主防災組織があらかじめ選定した一次避難地に集まり協力して安否確認等を行うものとする。登山者・入山者は、入山規制が行われた場合には、協議会で示されている「富士山噴火時避難ルートマップ（平成28年6月作成）」に記載のある吉田、富士宮、御殿場、須走の各登山道及び山麓に広がる徒歩道、林道等を避難路として、速やかに下山する。
- 3 住民等は、一次避難地において安否確認等を行った後に、市長があらかじめ指定した二次避難地（指定緊急避難場所）に移動し、市が用意する車両で避難対象範囲外に避難又は退去する。なお、自ら避難のために交通手段を確保できるものは、当該交通手段により避難対象範囲外に避難又は退去する。
- 4 要配慮者のうち施設に入院、通所又は入所している者は、施設管理者が他の施設等への移動若しくは家族への引渡を実施する。
- 5 医療機関に入院している者は、県、市、当該医療機関が、後方医療機関への搬送を実施する。

地域防災計画富士山火山編 p.352、353

②具体化・明確化できた事項

- ・避難支援等実施者
- ・避難誘導先

福祉避難所、宿泊施設等の活用可能性、指定避難所内での一部スペースを検討

「避難誘導の基本的な方針」
・避難支援等関係者（自治会、自主防災会、消防団等）にあらかじめ配付された避難行動要支援者名簿をもとに地区の要支援者宅を訪問して自主避難を促すように依頼する。指定緊急避難場所（地区会館等）に集合する。もしくは、自家用車等で第2次避難対象エリア外の指定避難所に避難する。
・一時集合場所：第2次避難対象エリア内の地区会館等
・指定避難所（第2次避難対象エリア外）：下吉田小学校、下吉田第二小学校、下吉田東小学校、富士見台中学校、富士小学校
・避難行動要支援者について、自主防災組織、民生委員へ予め配付している名簿をもとに支援を依頼する。

【留意点】

- ・現在の指定避難所のうち、避難行動要支援者の避難に活用可能なスペースの所在を確認する必要がある。
- ・指定避難所の名称及び収容人員（参考）
下吉田第二小学校（321名）、下吉田中学校（430名）、下吉田東小学校（215名）、富士小学校（189名）、富士見台中学校（240名）
- ・第2次避難対象エリアのうち、より危険側の地区から優先的に避難誘導を開始
①上宿、松山地区：下吉田第二小、下吉田中、新屋、鐘山地区：下吉田東小 に避難
②中宿、下宿、中曽根、御茶屋、大明見地区：富士見小、富士見台中 に避難

③今後、具体化・明確化を要する事項

さらなる避難誘導先（域内の民間施設及び隣接市町村の公共施設等）の確保方法

④具体化・明確化に必要な取組みや手段

【関係機関との協議】

- ・民間事業者や隣接市町村との協議の場づくり
- ・親戚・知人宅等、個々人による避難所以以外の選択肢確保についての周知

【訓練】

- ・名簿及び個別計画に基づく避難訓練

①具体化・明確化を要する事項

避難行動要支援者の避難支援

- ⇒避難行動要支援者を避難誘導する際、福祉避難所、宿泊施設等が候補となるが、第2次避難対象エリア外に確保することが望ましい（現状では難しい）。
- ⇒避難行動要支援者への呼びかけや避難の支援に、避難支援等関係者がすべきことを明らかにする必要がある。

4. 避難実施要領の作成に当たっての作業成果

(2) 火山避難の実効性確保に向けた取組事例の項目別シート

4 関係機関の措置等 ①措置の概要

事例11 (西桂町)

取組課題

避難所運営に職員をどう割り当てるか？

【現行計画】
避難所管理職員の避難所への出勤
自主防災組織との協力
要配慮者の支援体制の強化

2 避難所の管理運営

(1) 避難所への職員派遣

避難所を開設し、避難住民を収容したときは、避難所管理職員（福祉保健対策部）は、直ちに避難所に出勤、駐在し、当該施設管理者並びに自主防災組織と協力して避難所の管理運営に当たる。
なお、避難者の健康管理に配慮し、健康相談及び診断のための職員配置に努める。

(2) 避難所管理職員の責務

避難所管理職員は、避難者の人員・安否、必要とする物資・数量等の実態把握と保護に当たる。このとき、他自治体からの避難者を確認した場合は、その情報を住所地の自治体に速やかに連絡する。

なお、避難所の運営に当たっては、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるとともに、仕切り板を設置するなど避難者のプライバシーの保護、男女のニーズの違い等男女双方の視点にも配慮する。また、乳幼児、妊産婦、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者のニーズの把握、これらの者への情報提供等については、必要により個別に対応する等の措置を行うものとする。

さらに、必要に応じて要配慮者の福祉施設への入所や各種支援を行う者の配置など、支援体制の強化に努める。高齢者や障がい者等の要配慮者への支援対策は、本節第7「要配慮者支援対策」に定めるところによるものとする。

(3) 自主防災組織の役割

自主防災組織は、防災リーダー、町管理職員と緊密な連携のもと、避難所の管理運営に努める。

(4) 避難者等による自主運営の推進

町は、避難所における情報の伝達、食料、水等の配給、清掃等について、避難者自らの組織化を図り、自主的な運営管理が行われるよう支援する。

女性や高齢者等、要配慮者が意思決定に参画できる体制とし、避難所運営の責任者に男女双方を配置し、お互いの意見が取り入れられる体制とする。

地域防災計画一般災害編 p.146,147

避難所の開設の担当課等は記載されていない

①具体化・明確化を要する事項

避難所の特性等に応じた所管課、人数等

- ⇒指定避難所、福祉避難所の開設段階では町が主体となって開設・運営する。
- ⇒それぞれの避難所の特性等に応じて、割り当てる職員の所管課、人数等を明確にする必要がある。

②具体化・明確化できた事項

避難所及び避難者の特性に応じ、所管課から動員

避難所運営初期職員数

中学校体育館の運営 7名
(総務課・企画財政課・税務住民課・産業振興課・福祉保健課)

きずな未来館の運営 4名
(教育委員会・福祉保健課)

いきいき健康福祉センターの運営 5名
(総務課・福祉保健課)

【留意点】

- ・今後の広域避難の可能性を見据え、避難所運営における職員の割り当てを見直していく必要がある。
避難所開設～ **役場主体**
開設から3日～ **自主防災組織（可能な範囲で）**

4. 避難実施要領の作成に当たっての作業成果

(2) 火山避難の実効性確保に向けた取組事例の項目別シート

5 避難対象者の行動（基本行動） ②避難手段

事例12（西桂町）

取組課題 車両を用いた避難を制限するか？

【現行計画】
自ら交通手段を確保できるものは、当該交通手段により避難対象範囲外に避難又は退去

第3 避難勧告又は指示等の内容

避難準備情報、避難勧告又は指示は、次の内容を明示して行う。なお、緊急時に当たって全ての内容を明示するいとまがないときは、内容の一部若しくは全部を省略して行うことができる。

(1) 避難対象範囲	(2) 避難先
(3) 避難経路	(4) 避難準備情報、避難勧告又は指示の理由
(5) その他の必要な事項	

避難勧告または指示について、
避難手段の項目は無い。

地域防災計画富士山火山編 p.307

第5 住民等の避難準備・避難行動

1 町長等により入山自粛の呼びかけ等が実施されたとき、平常どおり営業を継続する観光施設等においては、施設利用者に対して情報の伝達を確実にする体制をとるとともに、輸送車両の確保等緊急時の避難に関する準備を開始する。

2 住民等は、避難勧告又は指示があった場合、原則として、自主防災組織があらかじめ選定した一次避難地に集結し協力して安否確認等を行うものとする。登山者・入山者は、入山規制が行われた場合には、速やかに下山する。

3 住民等は、一次避難地において安否確認等を行った後に、町長があらかじめ指定した二次避難地（指定緊急避難場所）に移動し、町が用意する車両で避難対象範囲外に避難又は退去する。なお、自ら避難のために交通手段を確保できるものは、当該交通手段により避難対象範囲外に避難又は退去する。

4 要配慮者施設等に入院、通所又は入所している者は、施設管理者が他の施設等への移動若しくは医療機関が、後方医療機関への搬送を実施する。

「一時避難地から二次避難地へは町が
用意する車両で避難・退去。各自で交
通手段を確保できるものはそれを利用。」

地域防災計画富士山火山編 p.308

①具体化・明確化を要する事項

避難対象者ごとの具体的な交通手段

- ⇒現行計画では自ら交通手段を確保できる者は避難対象範囲外へ避難することとしている。
- ⇒そのため、自家用車で避難所に向かうことも予想されることから、避難先の駐車可能な規模を確認のうえ、車両による避難を許容する必要がある。

②具体化・明確化できた事項

大規模噴火でなければ、現場で臨機に対応

- ・原則、徒歩での避難とする。
- ・徒歩での避難が困難な方は自家用車にて避難。
- ・中学校校庭を駐車場とする。
(13,450㎡ 100台程度駐車可能)
※近所で乗り合わせ、徒歩、自家用車ともに困難な場合、支援者団体の車両か公用車を使用する。

4. 避難実施要領の作成に当たっての作業成果

(2) 火山避難の実効性確保に向けた取組事例の項目別シート

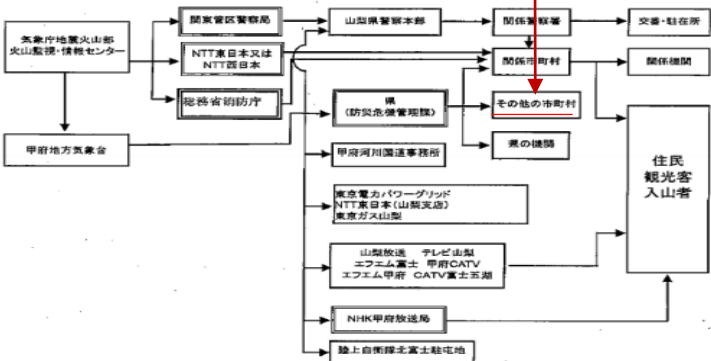
6 情報伝達 ②避難実施要領の避難対象者への伝達方法

事例13 (富士河口湖町)

取組課題 噴火警戒レベルの引上げとあわせて、どのような情報を収集すべきか？

【伝達系統】

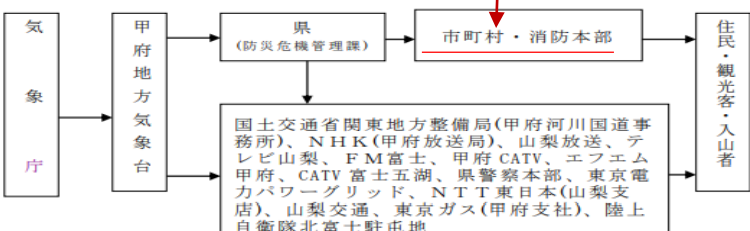
① 噴火予報・火口周辺警報及び噴火警報



注)二重枠で囲まれている機関は、関係機関等から情報収集する担当課を明記

【現行計画】
噴火予報・火口周辺警報及び噴火警報は、県等を通じて伝達される。

② 降灰予報及び火山情報



注)伝達の詳細は各機関において別途定めるものとします。

【現行計画】
降灰予報及び火山情報は、県等を通じて伝達される。

①具体化・明確化を要する事項

情報の種別ごとの具体的な収集・整理方法

⇒現行計画の情報収集系統以外に加え、登山者・観光客に対する下山や帰宅に関する情報が有用と予想されるため、情報の種類毎に具体的な収集・整理方法を決めておく必要がある。

②具体化・明確化できた事項

- ・関係機関等から情報収集する担当課を明記
- ・収集情報は、地域防災課で一元的に整理

○各課より関係機関等に連絡し、収集した情報を災害警戒本部で整理。情報の混乱が想定されるため、正確な情報のみに対応。

- ・火山に関する情報：火山専門家、国、山梨県
→地域防災課（災害警戒本部）
- ・登山者の情報：五合目以上の観光事業者 →観光課
- ・宿泊者の情報・富士山利用状況 →ホテル・旅館等の観光事業者
→観光課
- ・交通情報：鉄道事業者、バス事業者、高速道路事業者
→都市整備課・観光課

4. 避難実施要領の作成に当たっての作業成果

(2) 火山避難の実効性確保に向けた取組事例の項目別シート

6 情報伝達 ②避難実施要領の避難対象者への伝達方法 ③避難実施要領の伝達先 ⑥記者発表の対応 事例14 (富士河口湖町)

取組課題 観光客に対して、どのようにして情報伝達を行えばよいか？

【現行計画】
あらゆる手段を用いて、住民、観光客、登山者へ避難に関する情報を伝達する。

3 避難に関する情報伝達

- (1) 町長は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は指示（緊急）に加え、車両の使用の可否など避難の手段等を、防災行政無線、広報車等で危険地域の住民、観光客、入山者、関係機関等に速やかに伝達するほか、その内容の周知徹底のため警察官、消防職員、消防団、報道機関等の協力を得ます。
- (2) 町は、要配慮者への情報伝達にあたっては、的確な情報伝達を行うよう民生委員、福祉関係団体、自治会（区）等に協力を得て速やかに伝達を行います。
- (3) 町長は、避難勧告又は指示（緊急）等を行った場合には、町観光連盟、関連する観光事業者に伝達して、一時滞在者の避難や帰宅促進・観光自粛等の対応を呼びかけます。

地域防災計画富士山火山災害編 p.278

①具体化・明確化を要する事項

観光客に対する情報伝達手段や情報の内容
⇒現行計画をもとに、避難対象者により確実に情報を届ける手段が何かを個別に確認して、具体的な伝達方法を位置付ける必要がある。

②具体化・明確化できた事項

情報伝達経路
(火山防災協議会→町→町観光協会→観光事業者→登山者・観光客)

・事業者を通じた観光客への伝達方法を明記
・火山防災協議会として統一的に出す内容ごとに分けて発表することを明記

【情報伝達方法】

- ・町から伝達：防災無線、町のホームページ、電話により登山者・観光客に伝達
※観光協会にある連絡網を通じて、町内のホテルや五合目の関係者に伝達
※帰宅するにあたり中央公民館を立ち寄りや休憩に使えるように開放する、といった誘導等を示す。
- ・事業者から伝達：報道機関、観光事業者の協力を得て観光客に伝達

【情報発表】

- ・災害情報：火山対策協議会として火山専門家の見解を基にして統一した内容を記者会見
※いつ、だれが、どこで行うのかを協議会であらかじめ整理する必要がある。
- ・観光情報：風評被害対策として正確な情報を観光課が整理し観光連盟より発表。発表内容は、富士五湖観光連盟に共有する。

【留意点】

観光客への情報伝達として町からの伝達のほか、より効果の見込める事業者経由、報道機関経由の情報伝達方法を位置づけた。

③今後、具体化・明確化を要する事項

警戒すべき現象や避難先・手段を分かりやすく表現した伝達文例

④具体化・明確化に必要な取組みや手段

【関係機関との協議】

- ・官民合同の協議の場づくり

【訓練】

- ・観光事業者との連携による情報伝達訓練

4. 避難実施要領の作成に当たっての作業成果

(2) 火山避難の実効性確保に向けた取組事例の項目別シート

7 避難実施要領の防災体制 ②災害対策本部室

事例15 (山中湖村)

取組課題 庁舎が影響範囲内に立地しているが、前もって災害対策本部を移設すべきか？

【現行計画】
平野地区に災害対策本部の代替拠点を
3か所設定

5. 対策本部

山中湖村役場庁舎に設置する。ただし、本庁舎が第3次エリア及び融雪型火山泥流到達エリアに立地しているため、噴火状況に応じ次の施設に設置を検討するものとする。

【災害対策本部代替設置場所】

施設名	所在地	電話番号
山中湖交流プラザ「きらら」	山中湖村平野 479-2	0555-20-311
山中湖村コミュニティセンター	山中湖村平野 283	0555-65-7750
平野保育所	山中湖村平野 1997-1	0555-65-8542

山中湖村富士山火山避難計画 p.3

①具体化・明確化を要する事項

影響範囲内に立地する村役場の機能移設

- ⇒村役場は第3次避難対象エリア内に立地している。
- ⇒今後の見通しが不確実な状況を念頭に、災害対策本部機能の移設を念頭に置いた準備が必要である。

②具体化・明確化できた事項

- ・ 影響範囲内の本部機能を維持
- ・ 代替拠点移設の準備検討を並行して進めることを明記
- ・ 山中湖村災害対策本部に設置
※噴火前は原則、役場とする。噴火後の状況により、災害対策本部運営が困難な状況には、交流プラザきららに災害対策本部機能の移設を検討する。
- 【留意点】
 - ・ 代替設置場所：交流プラザ「きらら」、山中湖村コミュニティセンター、平野保育所
 - ・ 噴火警戒レベル5への引上げにより、第2次避難対象エリア内の一般住民を、交流プラザきららに一時集合させるため、村の職員の多くが平野地区で災害対応にあたる。
 - ・ このためきららに災害対策本部機能の一部または支部機能の確保の要否を状況判断する必要がある。
 - ・ きららへの移設が難しい場合に備え、山中湖コミュニティセンター、平野保育所への移設の可能性について、所管課を通じて確認する。

4. 避難実施要領の作成に当たっての作業成果

(3) 各市町村が想定した噴火警戒レベル・火山現象

- ア 富士河口湖町：噴火前・噴火警戒レベル1（「火山の状況に関する解説情報（臨時）」発表時）※
- イ 富士吉田市：噴火前・噴火警戒レベル3
- ウ 山中湖村：噴火前・噴火警戒レベル5
- エ 西桂町：噴火後・噴火警戒レベル5

噴火前		主な火山現象				
		噴石	降灰	溶岩流	融雪型火山泥流	降灰後土石流
噴火警戒レベル	5			ウ 山中湖村		
	4					
	3			イ 富士吉田市		

噴火後		主な火山現象				
		噴石	降灰	溶岩流	融雪型火山泥流	降灰後土石流
噴火警戒レベル	5			エ 西桂町		
	4					
	3					

※ 富士山では、事前の火口位置の特定が困難であり、限定的な警戒範囲が設定できないため、噴火前においては噴火警戒レベル2を発表せず、直接レベル1からレベル3へ上がる運用となっている。噴火前において噴火警戒レベル1のときに「火山の状況に関する解説情報（臨時）」が発表される場合の火山現象は、浅部（数km以浅）で1日数十回程度以上の火山性地震が多発する状況や深部（数km以深）で地殻変動の膨張が観測される状況等である。

富士山の噴火警戒レベル					
平成19年12月1日運用開始					
予報 警戒	対象 範囲	レベル (ネーブル)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山 者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警戒 レベル	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	●大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達（危険範囲は状況に応じて設定）。 【宝永（1707年）噴火の事例】 12月16日～1月1日：大規模噴火、大量の火山灰等が広範囲に到達 【その他の噴火事例】 貞観噴火（864～865年）： 北西山麓から噴火、溶岩流が約8kmまで到達 延暦噴火（800～802年）： 北東山麓から噴火、溶岩流が約13kmまで到達
		4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備、災害時要援護者の避難等が必要。	●顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模噴火が切迫している（噴石飛散、火砕流等、すぐに影響の及ぶ範囲が危険）。 【宝永（1707年）噴火の事例】 12月15日～16日午前（噴火開始前日～直前）： 地震多発、東京など広域で揺れ
		3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	●居住地域に影響しない程度の噴火の発生、または地震、微動の増加等、火山活動の高まり。 【宝永（1707年）噴火の事例】 12月3日以降（噴火開始十数日前）： 山中のみで有感となる地震が多発、鳴動がほぼ毎日あった
火口周辺警戒 レベル	火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	●影響が火口周辺に限定されるごく小規模な噴火の発生等。 【過去事例】該当する記録なし
		1 (活火山であることに関する注意)	火山活動は静穏。火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	特になし。	●火山活動は静穏（深部低周波地震の多発等も含む）。

4. 避難実施要領の作成に当たっての作業成果

(4) 要領作成事例

ア 富士河口湖町：噴火前・噴火警戒レベル1（「火山の状況に関する解説情報（臨時）」発表時）※

【市町村名 富士河口湖町】避難実施要領【火山名 富士山】

発出日時：20●●年●●月●●日 ●●時●●分

出典・参考
別添資料

1 概要	
20●●年●●月●●日●●時●●分、富士山の火山の状況に関する解説情報（臨時）の発表を受け、富士河口湖町として五合目以上の登山者の下山および噴火時に帰宅が困難となる可能性のある観光客の事前帰宅の呼びかけを行う。噴火の可能性があるため町に災害警戒本部を立ち上げ、警戒態勢に入る。 本要領に基づく活動の開始時、完了時には必ず、協力機関より町への実施報告を行う。 ●●●●は、富士山五合目にて登山客へ下山を呼びかける。五合目からの下山が確認でき次第、町観光課へ電話連絡する。	
2 火山現象の状況	
①時期	20●●年●●月●●日 ●●時●●分（気象庁により富士山の火山の状況に関する解説情報（臨時）の発表）
②場所	火口の特定前
③避難に際して警戒すべき火山現象（噴火により想定される火山現象）	・避難に際して警戒すべき火山現象：火山性地震 ・噴火により想定される火山現象：なし
④火山現象の状況	・火山性地震の増加
⑤時期による特性	・登山客、観光客が多い。
⑥気象の状況	
⑦予測される影響	・情報の混乱
⑧防災上の留意事項等	・情報の混乱
3 避難の対象者・誘導方針	
①避難誘導の方針	噴火により危険の高い山体（五合目以上）登山者の下山および噴火時に帰宅が困難となる可能性のある観光客の事前帰宅の呼びかけ
②避難対象地域・避難対象者	□避難対象地域：富士山火山防災対策協議会で定めた申し合わせ書に基づく注意喚起（五合目以上の登山自粛） □避難対象者：五合目以上の登山者および麓の観光客 ・避難行動要支援者：通常生活を継続 ・一般住民：通常生活を継続 ・観光客：帰宅 ・登山者：五合目以上からの下山
③避難対象者数	登山者：約8000名（富士山全体 最大）
④避難誘導先	登山者：山体 →（徒歩）→ 五合目 →（自家用車・バス）→ 中央公民館※ → 帰宅（域外） ※公共交通機関の無い時間帯には中央公民館を立ち寄りや休憩に使えるように開放する 観光客：それぞれの手段により帰宅
⑤避難行動要支援者への対応	
⑥避難開始時期	発出日時を参照 → 火山の状況に関する解説情報（臨時）発表時
⑦避難完了日時（予定）	

※ 富士山では、事前の火口位置の特定が困難であり、限定的な警戒範囲が設定できないため、噴火前においては噴火警戒レベル2を発表せず、直接レベル1からレベル3へ上がる運用となっている。噴火前において噴火警戒レベル1のときに「火山の状況に関する解説情報（臨時）」が発表される場合の火山現象は、浅部（数km以浅）で1日数十回程度以上の火山性地震が多発する状況や深部（数km以深）で地殻変動の膨張が観測される状況等である。

4. 避難実施要領の作成に当たっての作業成果

(4) 要領作成事例

ア 富士河口湖町：噴火前・噴火警戒レベル1（「火山の状況に関する解説情報（臨時）」発表時）※

4 関係機関の措置等			
①措置の概要 (関係機関の措置及び職員の派遣先等)	・富士山火山防災対策協議会へ派遣：地域防災課職員 ・中央公民館へ派遣：生涯学習課職員 ・避難所（域内） 開設主体：富士河口湖町 運営主体：富士河口湖町 ※所管課：生涯学習課		
②連絡調整先	富士河口湖町観光防災の手引きに定める、基本連絡体制（別添1参照）	富士河口湖町観光防災の手引き P12	別添1
5 避難対象者の行動（基本事項）			
①避難対象者に求める対応	☐ 観光客：それぞれの手段により帰宅 ☐ 登山者：下山を開始し、それぞれの手段により帰宅		
②避難手段	☐ バス：県を通じて要請（●●人程度の搬送） ☐ タクシー：県を通じて要請（避難行動要支援者●●人程度の搬送） ☐ 公用車：使用しない		
③避難時の留意事項	正確な情報の入手方法を促す。		
④残留者・行方不明者等への対応協力	スパリライン自主防災協議会に依頼する。		
6 情報の収集・伝達			
①情報の収集	各課より関係機関等に連絡し、収集した情報を災害警戒本部で整理する。 ・火山に関する情報：火山専門家、国、山梨県：地域防災課 ・登山者の情報：五合目以上の観光事業者：観光課 ・宿泊者の状況・富士山利用状況：ホテル・旅館等の観光事業者：観光課 ・交通情報：鉄道事業者、バス事業者、高速道路事業者：都市整備課・観光課		
②避難実施要領の避難対象者への伝達方法	☐ 避難行動要支援者：避難支援等関係者（名簿保有団体）、民生委員 ☐ 一般住民：防災行政無線・広報車・町ホームページ・防災メール・緊急速報メール・自主防災組織・消防団 ☐ 観光客：防災行政無線・町ホームページ・防災アプリ・事業者（町観光連盟） ☐ 登山者：県警察（登山届に記載）・町ホームページ・防災アプリ		
③避難実施要領の伝達先	火山防災協議会関係機関・観光連盟・その他（交通事業者）		
④職員間の連絡手段	※職員間の連絡網を活用		
⑤協力会社・協定機関	輸送、避難所開設のための関係機関連絡先あり（別添2参照）	関係機関連絡先	別添2
⑥記者発表の対応	火山防災協議会と統一した情報発信		
7 避難実施市町村の防災体制			
①職員の動員体制	火山の状況に関する解説情報（臨時）の発表を受け、第1次非常配備体制に移行		
②災害警戒本部	富士河口湖町長を本部長とする災害警戒本部を、本庁舎2階に設置		

※ 富士山では、事前の火口位置の特定が困難であり、限定的な警戒範囲が設定できないため、噴火前においては噴火警戒レベル2を発表せず、直接レベル1からレベル3へ上がる運用となっている。噴火前において噴火警戒レベル1のときに「火山の状況に関する解説情報（臨時）」が発表される場合の火山現象は、浅部（数km以浅）で1日数十回程度以上の火山性地震が多発する状況や深部（数km以深）で地殻変動の膨張が観測される状況等である。

4. 避難実施要領の作成に当たっての作業成果

(4) 要領作成事例

イ 富士吉田市：噴火前・噴火警戒レベル3

【市町村名 富士吉田市】避難実施要領【火山名 富士山】		出典・参考	別添資料
発出日時：20●●年●●月●●日 ●●時●●分			
1 概要			
20●●年●●月●●日●●時●●分、富士山の噴火警戒レベルが、「3」に引き上げられたことを受け、富士吉田市として避難対象地域内の避難行動要支援者等に対して、富士山噴火の発生に備えて第2次避難対象エリア内からの避難誘導を行う。 本要領に基づく活動の開始時、完了時には必ず、協力機関より所管課への実施報告を行う。			
2 火山現象の状況			
①時期	20●●年●●月●●日 ●●時●●分（気象庁により、噴火警戒レベル「3」に引上げ）		
②場所	火口の特定期		
③避難に際して警戒すべき火山現象（噴火により想定される火山現象）	□避難に際して警戒すべき火山現象：降灰、溶岩流 □噴火により想定される火山現象：降灰、小さな噴石、大きな噴石、溶岩流、その他（地震）		
④火山現象の状況	火山性地震が発生している。		
⑤時期による特性	※①～③次第		
⑥気象の状況			
⑦予測される影響			
⑧防災上の留意事項等			
3 避難の対象者・誘導方針			
①避難誘導の方針	・第1次避難対象エリアの登山者と、第2次避難対象エリアの避難行動要支援者及び観光客を避難誘導の対象とする。 ・避難支援関係者には避難行動要支援者名簿をもとに地区の要支援者宅を訪問して自主避難を促すよう依頼し、指定緊急避難場所に集合させる。もしくは自家用車などで第2次避難対象エリア外の指定避難所へ避難誘導する。		
②避難対象地域・避難対象者	□避難対象地域：富士吉田市富士山火山避難計画に定める、避難対象エリア内（第1次＋第2次）（別添1参照） □避難対象者： 第1次避難対象エリア：登山者 第2次避難対象エリア：観光客、避難行動要支援者・避難支援関係者 ・登山者：下山 ・観光客：帰宅 ・避難行動要支援者：避難（域内） ※避難支援関係者と同行し避難 ・一般住民：避難準備	富士山ハザードマップ（富士吉田市独自想定）	別添1
③避難対象者数	□登山者：2,580名（一日平均）（土日曜：4,000～6,000人（一日平均））（別添2参照） □観光客：18,600名（一日平均）（別添2参照） □避難行動要支援者：575名（第2次避難対象エリア内の公表の同意がとれている方のみ）（別添3参照） □一般住民（避難支援関係者）：480名（別添3参照）	登山者・観光客数 避難対象者数	別添2 別添3
④避難誘導先	□一時集合場所：第2次避難対象エリア内の指定緊急避難場所（地区会館等） ※（）は収容可能人数（別添4参照） 新屋地区→新屋会館（87名）、市立第5保育園（173名）、富士山アリーナ（616名） 鐘山地区→鐘山総合スポーツセンター（1,243名） 大明見地区→大明見会館（106名） 上宿地区→上宿会館（79名） 中宿地区→上吉田コミュニティセンター（604名） 下宿地区→下宿会館（71名） 中曽根地区→中曽根会館（46名）、市立第6保育園（153名） 松山地区→松山会館（95名）、市立第4保育園（392名） 御茶屋町地区→御茶屋町会館（49名） 赤坂地区→赤坂会館（47名） □避難所：第2次避難対象エリア外の指定緊急避難場所（要支援者の避難先として、施設要件（畳、床の間）等を考慮）（別添5参照） 上宿、松山、赤坂地区→上吉田コミュニティセンター（328名）、竜ヶ丘会館（103名）、旭町会館（72名）、浅間町会館（75名） 新屋、鐘山地区→東町会館（79名）、富士見町会館（95名） 中宿、下宿、中曽根、御茶屋、大明見地区→小見町会館（94名）、向原会館（84名）、上暮田コミュニティセンター（186名）、寿町会館（75名）、白糸町会館（54名）	一時集合場所一覧表 避難所（第2次避難対象エリア外）一覧表	別添4 別添5

4. 避難実施要領の作成に当たっての作業成果

(4) 要領作成事例

イ 富士吉田市 : 噴火前・噴火警戒レベル3

⑤避難行動要支援者への対応	自主防災組織、民生委員へあらかじめ配布している名簿をもとに、支援を依頼する。 ・第2次避難対象エリア内の介護サービス事業所への電話連絡：健康長寿課（別添6参照） 障がい福祉サービス事業所への電話連絡：福祉課 ・民生委員、自主防災会等避難支援関係者への電話連絡：安全対策課、福祉課、健康長寿課（別添7参照）	介護サービス事業所、障がい福祉サービス事業所 連絡先一覧 避難支援関係者 連絡先一覧	別添6 別添7
⑥避難開始時期	発出日時を参照		
⑦避難完了日時（予定）	発出日時から5時間以内に避難所（域内）への収容を完了予定		
4 関係機関の措置等			
①措置の概要 （関係機関の措置及び職員の派遣先等）	□一時集合同所 開設主体：自治会、自主防災会 運営主体：自治会、自主防災会 ※所管課：市民協働推進課、安全対策課 □避難所（域内） 開設主体：富士吉田市 運営主体：富士吉田市 ※所管課：市民協働推進課 □避難経路：（別添8参照）	富士吉田市内避難路マップ 山梨県内広域避難概要マップ	別添8
②連絡調整先	富士吉田市地域防災計画に定める、防災関係機関及び連絡先一覧（別添9参照）	防災関係機関及び連絡先一覧	別添9
5 避難対象者の行動			
①避難対象者に求める対応	□避難行動要支援者：避難支援関係者との避難 □観光客：それぞれの手段により帰宅 □登山者：下山を開始し、それぞれの手段により帰宅		
②避難手段	・自宅から指定緊急避難場所（各地区の会館等）へは徒歩で移動。 ・指定緊急避難場所から避難所へは、避難支援関係者の用意する自家用車、徒歩等で移動。		
③避難時の留意事項			
④残置者・行方不明者等への対応協力	市消防団、警察等に協力を依頼する。		
6 情報伝達			
①避難実施要領の避難対象者への伝達方法	【観光客】 ・一財 ふじよしだ観光振興サービスを通じて観光客への早期帰宅を呼びかける。 ・緊急速報メールを送信し、観光客の早期帰宅を呼びかける。 ※市内の宿泊施設・観光施設に噴火警戒レベル3の段階での早期帰宅の呼びかけを依頼する。呼びかけ手段は屋外・館内放送 【居住者】 □避難行動要支援者：防災行政無線、CATVテロップ、富士吉田市安心安全メール（登録者のみ）、富士吉田市防災アプリ（登録者のみ） □一般住民：上記と同様 □要配慮者利用施設：避難確保計画に基づく対応を呼びかける。		
②避難実施要領の伝達先	火山防災協議会関係機関、観光協会、山小屋、五合目売店等の事業者		
③職員間の連絡手段	災害出動指令系統図（連絡網）を活用する。		
④協力会社・協定機関			
⑤記者発表の対応			
7 避難実施市町村の防災体制			
①職員の動員体制	噴火警戒レベル「3」への引上げに伴い、第3配備体制に移行（B配備体制による避難所開設）		
②災害対策本部	富士吉田市長を本部長とする災害対策本部を、本庁舎に設置		

4. 避難実施要領の作成に当たっての作業成果

(4) 要領作成事例

ウ 山中湖村 : 噴火前・噴火警戒レベル5

【市町村名 山中湖村】避難実施要領【火山名 富士山】		発出日時：20●●年●●月●●日 ●●時●●分	出典・参考	別添資料
1 概要				
20●●年●●月●●日●●時●●分、富士山の噴火警戒レベルが、「5」に引き上げられたことを受け、山中湖村として避難対象地域内の住民等に対して避難勧告等を発令し、村内の一時避難地への避難誘導を行う。 本要領に基づく活動の開始時、完了時には必ず、協力機関より所管課への実施報告を行う。				
2 火山現象の状況				
①時期	20●●年●●月●●日 ●●時●●分（気象庁により、噴火警戒レベル「5」に引上げ）			
②場所	火口の特定前			
③避難に際して警戒すべき火山現象（噴火により想定される火山現象）	・避難に際して警戒すべき火山現象：降灰 ・噴火により想定される火山現象：溶岩流、融雪型火山泥流、降灰			
④火山現象の状況				
⑤時期による特性	・山体に積雪あり。			
⑥気象の状況	・山体の風下側である（風速：●●m/s）。			
⑦予測される影響				
⑧防災上の留意事項等				
3 避難の対象者・誘導方針				
①避難誘導の方針	・小規模な溶岩流及び融雪型火山泥流の発生並びに降灰に備え、第2次および第3次避難対象エリアを対象とし、影響範囲内に居住する住民等を避難させる。避難者は山中湖東岸の交流プラザきららに一時集合させ、その後平野地区の避難所に移動頂く（避難所の振り分けは区単位とする）。 ・噴火後の降灰により通行支障を受ける避難経路を常に留意して対応にあたる：国道138号線、413号線、県道729号線			
②避難対象地域・避難対象者	□避難対象地域：山中湖村富士山火山避難計画に定める、第2次避難対象エリアの全方位避難および第3次避難対象エリアの一般住民は避難準備、避難行動要支援者は全方位避難とする。（別添1参照） □避難対象者： ・避難行動要支援者：第2～第3次避難対象エリアの方は「避難」 ・一般住民：第2次避難対象エリアの方は「避難」 第3次避難対象エリアの方は「避難準備」 ・観光客：帰宅 ・登山者：下山		一般住民・要支援者・観光客がとるべき避難行動	別添1
③避難対象者数	□避難行動要支援者：第2次避難対象エリア：55名、第3次避難対象エリア：51名（別添2参照） □一般住民：第2次避難対象エリア：536名、第3次避難対象エリア：728名（※上記の避難行動要支援者を含む）（別添2参照） 【参考】村の世帯当り人口（R3.1）＝2.4人／世帯…④、村の世帯当り車の保有台数（R1）＝1.61台／世帯…⑤であることを踏まえ、 ④避難に使われる車両の推定台数＝避難対象世帯数／④×⑤＝（536＋51）／2.4×1.61＝ <u>394台</u>		避難対象者数（避難行動要支援者・一般住民）	別添2
④避難誘導先	□避難行動要支援者（別添3参照） ・自宅→（車（避難支援等関係者、社会福祉協議会、公用車のいずれか）または徒歩）→一時避難地→（車または徒歩）→避難所（域内） □一般住民（別添3参照） ・自宅→（自家用車または徒歩、自転車）→一時避難地→（徒歩）→避難所（域内）		平野地区避難所一覧表	別添3

4. 避難実施要領の作成に当たっての作業成果

(4) 要領作成事例

ウ 山中湖村 : 噴火前・噴火警戒レベル5

⑤避難行動要支援者への対応	避難の呼びかけ(誰が): 避難支援等関係者(消防本部、消防団、警察、民生委員、児童委員、村社会福祉協議会、自主防災会(区)) 避難誘導手段(どうやって): 避難支援等関係者の乗用車、社会福祉協議会の車両、公用車 避難先(どこに): 山中湖交流プラザきらら(一時避難地) ・避難行動要支援者の名簿を各組に配布、避難支援等関係者と協議し、必要により石割の湯または協定宿泊施設に誘導。		
⑥避難開始時期	発出日時を参照		
⑦避難完了日時(予定)	・●月●日●●時までに避難所(域内)への収容を完了予定 ※●●時の時点で、火山防災協議会内で状況を共有		
4 関係機関の措置等			
①措置の概要 (関係機関の措置及び職員の派遣先等)	・一時避難地(域内): 山中湖交流プラザきらら 開設主体: ●●● 運営主体: 村役場(総務課、福祉健康課、観光産業課、教育委員会)、施設管理者及び自主防災会等 ・避難所※組別に誘導: (別添4参照) 山中湖村コミュニティセンター 200人 石割の湯 80人 平野保育所 270人 旭日丘公民館 100人 東小学校 740人 ・協定宿泊施設: 平野旅館民宿組合、平野湖泊会、富士山中湖旅館民宿組合の協定先(別添5参照)	避難所運営マニュアル 協定宿泊施設連絡先	別添4 別添5
②連絡調整先	山中湖村地域防災計画に定める、関係機関連絡網(別添6参照)	地域防災計画	別添6
5 避難対象者の行動(基本事項)			
①避難対象者に求める対応	☐ 避難行動要支援者: 独力での避難が難しい方には、「自治会」の要請に応じて役場で車両を手配するなど、臨機に対応する。 ☐ 一般住民: 避難の際自家用車、自転車等の利用を推奨する。		
②避難手段	☐ 公用車: 使用する(必要に応じて。避難行動要支援者の搬送要請に限定) ☐ 自家用車: 山中湖交流プラザきらら(駐車可能台数 1700台)		
③避難時の留意事項	甲州市への広域避難の可能性も念頭に、避難に関する行動基準表(村)のとおり、必要な確認を平行して進める。(別添7参照)	避難に関する行動基準表	別添7
④残留者・行方不明者等への対応協力	☐ 残留者・行方不明者対応: 県、富士五湖消防本部、村消防団、富士吉田警察署、(自衛隊)等と連携し、捜索・救出班を編成して対応。 ☐ 安否情報の確認体制: 防災会、消防団、民生委員・児童委員等と協力・連携して、安否情報を的確に広報・案内。		
6 情報伝達			
①避難実施要領の住民への伝達方法	☐ 避難行動要支援者: 避難支援等関係者(名簿保有団体)、民生委員、CATV、ラジオ ☐ 一般住民: 村からは、防災無線(屋外スピーカー、個別受信機)、緊急速報メール、ラジオ、CATV、広報車、消防団による伝達。 役場内に問い合わせ窓口を設置。 自治会からは、自治会(区単位)電話連絡網(区→組→隣保組)にて伝達 ☐ 観光客(別荘利用者): 防災無線(屋外スピーカー)、緊急速報メール、ラジオ、CATV、広報車、管理組織による伝達、問い合わせ窓口の設置。		
②避難実施要領の伝達先	火山防災協議会関係機関 ・ 観光協会 ・ その他(警察駐在所、富士五湖消防本部、消防団、自衛隊)		
③職員間の連絡手段			
④協力会社・協定機関	『山中湖交流プラザきらら』管理会社、振興公社、学校、協定先団体		
⑤記者発表の対応			
7 避難実施市町村の防災体制			
①職員の動員体制	噴火警戒レベル「5」への引上げに伴い、第3配備体制に移行※地域防災計画		
②災害対策本部室	山中湖村長を本部長とする災害対策本部室を、本庁舎に設置 ※状況によって山中湖交流プラザきらら、山中湖村コミュニティセンター、平野保育所等へ本部機能を移設検討		

4. 避難実施要領の作成に当たっての作業成果

(4) 要領作成事例

工 西桂町 : 噴火後・噴火警戒レベル5

【市町村名 西桂町】避難実施要領【火山名 富士山】		発出日時：20●●年●●月●●日 ●●時●●分	出典・参考	別添資料
1 概要				
20●●年●●月●●日●●時●●分、富士山の噴火に伴い噴火警戒レベルが「5」に引き上げられた。融雪型火山泥流による桂川周辺への影響、降灰後の土石流の影響が予想されることから、西桂町として避難対象地域を設定、地域内の住民等に対して避難勧告等を発令し、指定避難所（域内）への避難誘導を行う。 避難誘導に際しては、徒歩を基本に行う。自主防災組織と連携し、桂川周辺の住民と避難行動要支援者への声掛けを行い、指定避難所までの避難を呼びかける。 本要領に基づく活動の開始時、完了時には必ず、協力機関より所管課への実施報告を行う。				
2 火山現象の状況				
①時期	20●●年●●月●●日 ●●時●●分（富士山噴火。気象庁により、噴火警戒レベル「5」に引上げ）			
②場所	火口の特定後			
③避難に際して警戒すべき火山現象（噴火により想定される火山現象）	避難に際して警戒すべき火山現象：融雪型火山泥流、（溶岩流） 噴火により想定される火山現象：降灰、降灰後の土石流			
④火山現象の状況	噴火の規模：小規模噴火			
⑤時期による特性	積雪：あり（山体のみ）			
⑥気象の状況	風向：山体（火口）の風下側 降雨：弱い雨			
⑦予測される影響	☐ 風向から予測される影響：風下側での視界の低下（降灰） ☐ 降雨から予測される影響：居住地域での土石流（降灰）、停電（降灰）、道路への積灰による走行支障または走行不能（降灰）			
⑧防災上の留意事項等	新ハザードマップ：融雪型火山泥流の当町への最早到達時間：3時間程度（桂川付近）（別添1参照）		富士山 新ハザードマップ	別添1
3 避難の対象者・誘導方針				
①避難誘導の方針	融雪型火山泥流の到達が予想されている桂川付近の住民（避難行動要支援者を含む）を町の指定避難所へ避難させる。 あわせて、降灰後の土石流の可能性に警戒し、村内（全域）の避難行動要支援者を町の指定避難所へ避難させる。			
②避難対象地域・避難対象者	☐ 避難対象地域：桂川付近 ☐ 避難対象者： ・避難行動要支援者：避難（域内）※町内全域を対象 ・一般住民：避難（域内）			
③避難対象者数	☐ 避難行動要支援者：491名（別添2参照） ☐ 一般住民：約100名（40世帯） ※上記の避難行動要支援者を除く。		避難行動要支援者地区別人数	別添2
④避難誘導先	☐ 避難行動要支援者 ※は地域防災計画での収容可能人数 ・中学校体育館※590人 ・きずな未来館※155人 ・いきいき健康福祉センター※145人 ☐ 一般住民 ・西桂町保育所※265人			

4. 避難実施要領の作成に当たっての作業成果

(4) 要領作成事例

工 西桂町 : 噴火後・噴火警戒レベル5

⑤避難行動要支援者への対応	個別計画に則り避難誘導を実施。(個別計画が策定できていない方には自主防災組織・消防団・民生委員と連携し戸別訪問) 事前に配布している名簿を活用した安否確認を実施。(自主防災組織・消防団・民生委員へ依頼) □避難の呼びかけ(誰が): 自主防災組織、民生委員、社会福祉協議会、町職員、消防団 □避難誘導手段(どうやって): 避難支援等関係者の車両、社会福祉協議会の車両、公用車 □避難先(どこに): 【避難行動要支援者の避難先】 ・倉見地区(110名): 中学校体育館 ・柿園地区(100名): きずな未来館 ・本町地区(30名): 中学校体育館 ・上町地区(140名): 中学校体育館 ・下暮地地区(110名): 中学校体育館 ・一部(要介護等の指定避難所への避難が困難な方)は福祉避難所のいきいき健康福祉センターへ。 【桂川流域世帯の避難先】 ・約100名40世帯: 西桂町保育所		
⑥避難開始時期	発出日時を参照		
⑦避難完了日時(予定)	噴火から3時間以内に、避難対象地域から退去させる。 (避難完了までの所要時間の目安: 3時間以内(対象者への周知: 1時間+避難準備: 1時間+移動時間: 1時間))		
4 関係機関の措置等			
①措置の概要 (関係機関の措置及び職員の派遣先等)	【避難所運営初期職員数】 中学校体育館: 7人(総務課・企画財政課・税務住民課・産業振興課・福祉保健課) 運営主体: 西桂町 きずな未来館: 4人(教育委員会・福祉健康課) 運営主体: 西桂町 いきいき健康福祉センター: 5人(総務課・健康福祉課) 運営主体: 西桂町		
②連絡調整先	西桂町地域防災計画に定める、関係機関連絡先(別添3参照)	地域防災計画	別添3
5 避難対象者の行動(基本事項)			
①避難対象者に求める対応	□避難行動要支援者: 避難支援等関係者との避難(個別計画を基本) □一般住民: 防災備蓄品、常備薬、日用品の携行、近隣への避難の呼びかけ(親戚・知人宅への避難も合わせて行う)		
②避難手段	基本は徒歩とする。 <自動車利用の際の留意事項> □公用車: 10台。避難行動要支援者の搬送要請に限定) □自家用車: やむなく利用してきた場合、中学校グラウンドを臨時駐車場とする(100台程度駐車可能)		
③避難時の留意事項	域外避難開始後の住民等との情報伝達には、防災無線(移動系)、緊急速報メール、安心安全メール、ホームページ等を使用する。		
④残留者・行方不明者等への対応協力	関係機関(富士五湖消防本部、大月警察署、陸上自衛隊第1特科隊)への協力の呼びかけ		
⑤記者発表の対応			
6 情報伝達			
①避難実施要領の住民への伝達方法	□避難行動要支援者: 個別計画に則り情報伝達を実施 (個別計画が策定できていない方には自主防災組織・消防団・民生委員と連携し戸別訪問) □桂川沿いの一般住民: 防災行政無線、安心安全メール、自主防災組織等による戸別訪問		
②避難実施要領の伝達先	火山防災協議会関係機関、町商工会、名簿配付団体(避難支援等関係者)(別添4参照)	西桂町避難行動要支援者支援制度(同意登録制度)	別紙4
③職員間の連絡手段	移動系無線、携帯電話		
④協力会社・協定機関			
7 避難実施市町村の防災体制			
①職員の動員体制	第3非常配備体制とし、役場全正職員を配備する。		
②災害対策本部	西桂町長を本部長とする災害対策本部を、本庁舎に設置。		

5. 避難実施要領のひな形

【市町村名】 避難実施要領 【火山名】		出典・参考	別添資料
発出日時：20●●年●●月●●日 ●●時●●分			
1 概要 20●●年●●月●●日●●時●●分、●●山の噴火警戒レベルが、「●」に引き上げられたことを受け、●●市として避難対象地域内の住民等に対して避難指示等を発令し、第●次避難対象エリア外への避難誘導を行う。 避難誘導に際しては、噴火に伴う火山現象の影響範囲内に立地する国道●●号線（●●～●●区間）を住民等が通行しないよう、防災無線、広報車、●●等を用いて呼びかける。 本要領に基づく活動の開始時、完了時には必ず、協力機関より所管課への実施報告を行う。 ・（機関名）_____は_____を開始、または完了した後、_____課へ報告 ・（機関名）_____は_____を開始、または完了した後、_____課へ報告			
2 火山現象の状況			
①時期	20●●年●●月●●日 ●●時●●分（気象庁により、噴火警戒レベル「●」に引上げ）		
②場所	火口の 特定前 ・ 特定後（火口の位置：●●●●）		
③避難に際して警戒すべき火山現象（噴火により想定される火山現象）	・ 避難に際して警戒すべき火山現象：●●●● ・ 噴火により想定される火山現象：●●●●、●●●●、●●●●、●●●●、●●●●		
④火山現象の状況			
⑤時期による特性			
⑥気象の状況	☐ 風向： 火口の風下側である ・ 風下側ではない ☐ 降雨： 強い雨 ・ 弱い雨や霧雨 ・ 降雨なし		
⑦予測される影響	☐ 風向から予測される影響： ＜参考情報＞ ・ 風下側での視界の低下（降灰）： 鉄道は微量の降灰でも運行停止する場合がある ・ 道路への少しの積灰による走行支障（降灰） ・ 道路への多くの積灰による走行不能（降灰）： 乾燥時、概ね10cm以上を目安に走行不能 ☐ 降雨から予測される影響： ・ 居住地域での土石流（降灰）： 弱い雨でも発生する可能性に注意 ・ 停電（降灰）： 降灰の碍子への付着 ・ 道路への積灰による走行支障または走行不能（降灰）： 湿潤時、概ね3cm以上を目安に走行不能		
⑧防災上の留意事項等			
3 避難の対象者・誘導方針			
①避難誘導の方針	・ 降灰により通行支障を受ける避難経路に留意；国道●●号線、県道●●号線 ・ 避難対象地域内に、大規模事業所（就業者数●名規模）あり		
②避難対象地域・避難対象者	☐ 避難対象地域：●●●●計画に定める、第●次避難対象エリア（別紙●参照） ☐ 避難対象者： ＜参考情報＞ ・ 避難行動要支援者： 避難（域外） ・ 避難（域内） ・ 避難準備 ・ 通常生活を継続 ・ 一般住民： 避難（域外） ・ 避難（域内） ・ 避難準備 ・ 通常生活を継続 ・ 観光客： 帰宅 ・ 避難（域内） ・ 特になし ・ 登山者： 下山 ・ 特になし 避難対象地域内に事業所等が立地する場合は、規模等に応じて就業者等への対応検討が必要となる可能性に留意する。		
③避難対象者数	☐ 避難行動要支援者：●●●●名（別紙●参照） ☐ 一般住民：●●●●名（別紙●参照） ※上記の避難行動要支援者を除く ☐ 観光客：●●●●名（別紙●参照） ☐ 登山者：●●●●名（別紙●参照）		

5. 避難実施要領のひな形

④避難誘導先	☐ 避難行動要支援者 ・自宅 → (徒歩) → 一時集結地 → (公用車) → 福祉避難所 (別紙●参照) ☐ 一般住民 ・自宅 → (徒歩) → 一時集結地 → (徒歩) → 避難所 (域内) (別紙●参照) ・避難所 (域内) → (バス) → 避難所 (域外) (別紙●参照) ☐ 登山者・観光客 ・それぞれの手段により下山・帰宅		
⑤避難行動要支援者への対応	☐ 避難の呼びかけ (誰が) : 自主防災組織 ・ 町内会 ・ 民生委員 ・ 社会福祉協議会 ・ 市職員 ☐ 避難誘導手段 (どうやって) : 避難支援等関係者の乗用車 ・ 社会福祉協議会の車両 ・ 公用車 ☐ 避難先 (どこに) : ●●●●、●●●●、●●●●		
⑥避難開始時期	・発出日時を参照		
⑦避難完了日時 (予定)	・●月●日●時までに避難所 (域内) への避難を完了 (避難完了までの所要時間の目安: ●時間 (対象者への周知: ●時間+避難準備: ●時間+移動時間: ●時間)) ※●●時の時点で、火山防災協議会内で状況を共有		
4 関係機関の措置等			
①措置の概要 (関係機関の措置及び職員の派遣先等)	☐ 一時集結地 施設名: ●●● 開設主体: ●●● 運営主体: ●●● ※所管課: ●●●課 ☐ 避難所 (域内) 施設名: ●●● 開設主体: ●●● 運営主体: ●●● ※所管課: ●●●課 ☐ 避難所 (域外) 施設名: ●●● 開設主体: ●●● 運営主体: ●●● ※所管課: ●●●課 ☐ 交通規制: 国道●●号線 県道●●号線		
②連絡調整先	・●●●●計画に定める、関係機関緊急時連絡網 (別紙●参照)		
5 避難対象者の行動 (基本事項)			
①避難対象者に求める対応	☐ 避難行動要支援者: 避難支援等関係者との避難 (個別計画に基づく避難手段を基本) ☐ 一般住民: ・自転車等の利用: 推奨する ・ 抑制する ・ 原則として禁止する ・自家用車の利用: 推奨する ・ 抑制する ・ 原則として禁止する ・その他 (防災備蓄品、常備薬、日用品の携行・近隣への避難の呼びかけ) ☐ 観光客: ・それぞれの手段により帰宅 ・所定の場所に集合 () ☐ 登山者: ・下山を開始し、それぞれの手段により帰宅 ・所定の場所に集合 ()		
②避難手段	☐ バス: 都道県を通じて要請 (●●人程度の搬送) ・ 市町村より直接要請 ・ 要請しない ☐ タクシー: 都道県を通じて要請 (避難行動要支援者●●人程度の搬送) ・ 市町村より直接要請 ・ 要請しない ☐ 公用車: 使用する (●台。避難行動要支援者の搬送要請時に限る) ・ 使用しない ☐ 自家用車: ●●方面●●台 (駐車可能台数●●台)、●●方面●●台 (駐車可能台数●●台) ・ 使用しない		
③避難時の留意事項	・域外避難開始後の住民等との連絡手段には、●●を用いる。 (別紙●参照)		
④残留者・行方不明者等への対応協力	・避難支援等関係者 (名簿保有団体) は、避難行動要支援者の確認にあたることを、●●課へ連絡する。 (開始時・終了時)		
6 情報伝達			
①避難実施要領の住民等への伝達方法	☐ 避難行動要支援者: 避難支援等関係者 (名簿保有団体) ・ 民生委員 ☐ 一般住民: 防災行政無線 ・ 広報車 ・ ホームページ ・ 防災メール ・ 緊急速報メール ・ 自主防災組織 ・ 消防団 ☐ 観光客: 防災行政無線 ・ 広報車 ・ ホームページ ・ 防災メール ・ 緊急速報メール ・ 事業者 (●●●●) ☐ 登山者: 警察 (登山届に記載) ・ ホームページ ・ 防災メール ・ 緊急速報メール		
②避難実施要領の伝達先	火山防災協議会関係機関 ・ 観光協会 ・ その他 (●●●●)		
③職員間の連絡手段			
④協力会社・協定機関			
⑤記者発表の対応			
7 避難実施市町村の防災体制			
①職員の動員体制	・噴火警戒レベル「●」の引上げに伴い、第●次非常配備体制に移行		
②災害対策本部	・●●長を本部長とする災害対策本部を、本庁舎●●に設置		